

議第9号

平成25年度滋賀県公債管理特別会計予算

平成25年度滋賀県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,673,656千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 85,675,656
	1 一般会計繰入金	80,658,031
	2 特別会計繰入金	5,017,625
2 県債		38,998,000
	1 県債	38,998,000
歳入合計		124,673,656

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 124,673,656
	1 公債費	124,673,656
歳出合計		124,673,656

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	38,998,000 ^{千円}	普通貸借または証券発行	5.0以内 [%]	借入日の翌日から3年以内据え置き、20年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	38,998,000			